

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県東広島市西条町上三永348番地の14
氏名 有限会社 トラスト
代表取締役 繁光 勝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 平成31年1月8日
許可の有効年月日 平成36年1月7日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管を含む。）

産業廃棄物の種類

【積替え・保管を含む】

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち廃プリント配線板、鉛製の管又は板、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃プラウ管、鉛蓄電池の電極、廃石膏ボード、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【積替え・保管は含まない】

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち廃プラウ管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (1) 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯348番9 15.3㎡
廃プラスチック類、金属くず（廃プリント配線板に限る。）保管上限1.9t 積上高さ0.75m
- (2) 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯348番8, 348番9 15.0㎡
金属くず（鉛製の管又は板及び廃容器包装に限る。）保管上限1.9t 積上高さ0.75m
- (3) 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯348番8 10.8㎡
廃プラスチック類（廃容器包装に限る。）保管上限1.4t 積上高さ0.75m
- (4) 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯348番8 10.8㎡
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃容器包装に限る。）保管上限1.4t 積上高さ0.75m
- (5) 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯348番9 6.8㎡
がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）保管上限7.9t
- (6) 広島県東広島市西条町上三永字仙女峯348番9 2.4㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）保管上限0.7㎡ 容器保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成31年2月8日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無 市名 — 許可番号 —

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。